

議案第三八号

三朝町立保育園保育料徴収系例中一部改正のついで
三朝町立保育園保育料徴収系例中一部を次のように改正するものとする

昭和二十九年三月九日提付

三朝町長 坂出 雅

昭和二十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



昭和二十八年三朝町条例第 号

三朝町立保育園保育料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町立保育園保育料徴収条例(昭和二十八年三朝町条例第三七号)の一部を次の様に改正する

第二条中 一人 二百円を「三百円」に改める

附 則

この条例は公布の日から起行する

昭和二十八年三月十一日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 廉

